

装官会第464号
令和元年5月15日
一部改正 装官会第13688号
令和3年9月27日
一部改正 装官会第17615号
令和6年9月25日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。
なお、装官会第9852号（29.7.12）は、廃止する。

添付書類：別紙

防官文第430号（令和元年5月13日）

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について

1 趣旨

この規定は、防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（防官文第430号。令和元年5月13日。以下「防衛省エネルギー管理規定」という。）第10項の規定に基づき、防衛装備庁におけるエネルギーの使用の合理化等の適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この規定の適用範囲は、防衛装備庁に設置される空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、動力設備、受変電設備、BEMS、発電専用設備、コジェネレーション設備、事務用機器、民生用機器、業務用機器及びその他エネルギーの使用の合理化等に係る機器等のエネルギーの管理に適用する。

3 用語の定義

- (1) 省エネ法 エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）をいう。
- (2) 機関等エネルギー管理統括者 防衛省エネルギー管理規定第4項に規定する機関等エネルギー管理統括者をいう。
- (3) 機関等エネルギー管理企画推進者 防衛省エネルギー管理規定第4項に規定する機関等エネルギー管理企画推進者をいう。
- (4) 工場等エネルギー管理統括者 防衛省エネルギー管理規定第4項に規定する工場等エネルギー管理統括者をいう。
- (5) エネルギー管理員 防衛省エネルギー管理規定第4項に規定するエネルギー管理員をいう。
- (6) 任意エネルギー管理員 防衛省エネルギー管理規定第4項に規定する任意エネルギー管理員をいう。
- (7) 混在地区 防衛省エネルギー管理規定に規定する混在地区をいい、防衛装備庁においては、防衛省市ヶ谷庁舎、防衛省三宿地区、航空自衛隊岐阜基地、航空装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所飯岡支所が該当する。
- (8) 管理業務担当部隊等 防衛省エネルギー管理規定に規定する管理業務担当部隊等をいい、防衛装備庁においては、航空装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所飯岡支所が該当する。
- (9) 工場等 防衛省エネルギー管理規定に規定する工場等をいい、防衛装備庁においては、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究

所、艦艇装備研究所久里浜地区、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場、岐阜試験場、航空装備研究所土浦支所、航空装備研究所新島支所、艦艇装備研究所川崎支所、艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト及び新世代装備研究所飯岡支所が該当する。

- (10) 指定工場等 防衛省エネルギー管理規定に規定する工場等をいい、防衛装備庁においては、航空装備研究所、艦艇装備研究所及び千歳試験場が該当する。
- (11) 判断基準 省エネ法第5条の規定に基づき経済産業大臣が定めた、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」をいう。
- (12) 省エネ法通達 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第8条第1項に規定するエネルギー管理統括者の選任、職務等について（防官文第13780号。22.11.8）」をいう。

4 エネルギー管理体制

防衛装備庁に、防衛装備庁全体として効率的かつ効果的にエネルギーの使用の合理化等を図るためのエネルギー管理体制を整備する。

(1) エネルギー管理の責任者等について

防衛装備庁におけるエネルギー管理の責任者は機関等エネルギー管理統括者とし、機関等エネルギー管理企画推進者はこれを補佐するものとする。また、各工場等におけるエネルギー管理の責任者として工場等エネルギー管理統括者を置き、現場管理を行う者として指定工場等にエネルギー管理員を、指定工場以外の工場等に任意エネルギー管理員を置く。

(2) 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任及び職務について

ア 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任

防衛装備庁において防衛省エネルギー管理規定第4項第3号ア（ア）に規定する機関等エネルギー管理統括者は、長官官房会計官の職にある者、また、機関等エネルギー管理企画推進者は、長官官房会計官付施設管理環境保全室長の職にある者とする。

イ 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の職務

(ア) 機関等エネルギー管理統括者の職務

防衛装備庁において、防衛省エネルギー管理規定第4項第3号イ（ア）に規定する職務を行うものとする。

(イ) 機関等エネルギー管理企画推進者の職務

防衛装備庁において、防衛省エネルギー管理規定第4項第3号イ（イ）に規定する職務を行うものとする。

(3) 工場等エネルギー管理統括者の選任及び職務について

ア 工場等エネルギー管理統括者の選任

防衛装備庁における防衛省エネルギー管理規定第4項第4号アに規定する工場等エネルギー管理統括者は、別表のとおりとする。

イ 工場等エネルギー管理統括者の職務

防衛装備庁において、防衛省エネルギー管理規定第4項第4号イに規定する職務を行うものとする。

(4) エネルギー管理員及び任意エネルギー管理員の選任及び職務について

ア エネルギー管理員及び任意エネルギー管理員の選任

(ア)エネルギー管理員の選任

防衛装備庁における指定工場等のエネルギー管理統括者は、省エネ法通達第3項に基づき別記様式第1により指定工場等ごとにエネルギー管理員を選任し、その写しを機関等エネルギー管理統括者に送付するものとする。

(イ)任意エネルギー管理員の選任

防衛装備庁における指定工場等以外の工場等のエネルギー管理統括者は、別記様式第2により指定工場等以外の工場等ごとに任意エネルギー管理員を選任し、その写しを機関等エネルギー管理統括者に送付するものとする。

イ エネルギー管理員及び任意エネルギー管理員の職務

(ア)エネルギー管理員の職務

エネルギー管理員は、防衛装備庁における指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理するものとする。

(イ)任意エネルギー管理員の職務

任意エネルギー管理員は、エネルギー管理員が行う業務に準ずるものを行うものとする。

(5) 防衛装備庁における混在地区の取扱いについて

ア 混在地区における管理業務担当部隊等について

防衛省エネルギー管理規定別紙第3により、混在地区の管理業務担当部隊等にそれぞれ指定された航空装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所飯岡支所にあつては、当該混在地区に係るエネルギーの管理を行うものとする。

イ 混在地区における管理業務担当部隊等以外について

混在地区における管理業務担当部隊等以外の新世代装備研究所及

び岐阜試験場の工場等エネルギー管理統括者は、当該混在地区の管理担当者部隊等のエネルギーの使用の合理化等に関する管理業務に協力しなければならない。

5 エネルギーの使用の合理化等の取組方針

防衛装備庁におけるエネルギーの使用の合理化等の取組方針（以下「取組方針」という。）は次の各号に掲げるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する目標

防衛装備庁全体でエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とする。目標達成のため、工場等エネルギー管理統括者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で自らの工場等におけるエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させるよう努めるものとする。

なお、中長期計画書の作成にあたっては、毎年度、当該中長期計画書を提出する年度から5年間を計画期間とする。

(2) 設備の新設及び更新に対する方針

工場等エネルギー管理統括者は、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新にあたっては、各工場等の実情等を把握し、限られた予算を効率的に活用するよう努めるものとする。また、機関等エネルギー管理統括者は前号の目標達成のため、各工場等のエネルギー消費原単位の低減状況等を踏まえ、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新について必要な調整を行うものとする。

6 取組方針の遵守状況の確認及び評価、改善について

(1) 工場等エネルギー管理統括者は、別に定めるところにより、毎年度、工場等における前年度のエネルギー使用量、エネルギー消費原単位の増減状況等を機関等エネルギー管理統括者に通知するものとする。

ただし、第4項第5号イに規定する混在地区の工場等エネルギー管理統括者にあつては、当該混在地区の管理業務担当部隊等の工場等エネルギー管理統括者が行う前号の業務に対し協力するものとする。

(2) 機関等エネルギー管理統括者は、当該通知において、中長期計画書におけるエネルギーの使用の合理化に係る計画のエネルギーの使用合理化期待効果を踏まえて算出した前項第1号に規定する計画期間中のエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位が中長期的に見て年平均1パーセント以上低減していない場合には、工場等エネルギー管理統括者から低減していない理由等を聴取した上で、必要に応じて改善するよう工場等エネルギー管理統括者を指導するものとする。

7 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的精査等について

機関等エネルギー管理統括者は、第5項に規定する取組方針及び前項に規定するその遵守状況の評価手法について、毎年度、工場等エネルギー管理統括者からこれまでのエネルギーの使用の合理化の進捗状況、予算の執行状況等を聴取した上で、その内容を精査し、必要に応じてこれを変更することとする。その際、取組方針の内容を変更した場合には、その変更内容を、変更後に最初に提出する中長期計画書に反映させるものとする。

8 工場等における判断基準の遵守

(1) 工場等ごとの管理基準の作成

工場等エネルギー管理統括者は、判断基準に基づき、自らが統括管理する工場等ごとに管理基準を作成し、エネルギーの使用の合理化に努めるものとする。

(2) エネルギー管理員等への指導について

機関等エネルギー管理統括者は、工場等エネルギー管理者等を通じて、各工場等のエネルギー管理員又は任意エネルギー管理員に対し、判断基準に基づき、「運転の管理」、「計測及び記録」、「保守及び点検」及び「新設に当たっての措置」等の判断基準の遵守状況について、必要に応じて改善するよう指導するものとし、その評価結果を記載した書面を作成すること。

9 その他

工場等エネルギー管理統括者はこの規定の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

工場等エネルギー管理統括者

工場等	工場等エネルギー管理統括者
航空装備研究所	管理部長
陸上装備研究所	総務課長
艦艇装備研究所	艦艇装備研究所 総務課長
艦艇装備研究所 久里浜地区	
新世代装備研究所	総務課長
防衛イノベーション科学技術研究所	総務・会計ユニット長
千歳試験場	試験場長
下北試験場	試験場長
岐阜試験場	試験場長
航空装備研究所 土浦支所	支所長
航空装備研究所 新島支所	支所長
艦艇装備研究所 川崎支所	支所長
艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	サテライト長
新世代装備研究所 飯岡支所	支所長

(研究所等名)エネルギー管理員選任通知書

所	属	官	職	氏	名
---	---	---	---	---	---

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について(装官会第464号。令和元年5月15日)第4項第4号ア(ア)の規定に基づき、エネルギー管理員に選任する。

年 月 日

(研究所等名)
工場等エネルギー管理統括者
(官 職 氏 名)

*エネルギー管理講習修了書の写しを添付する とする。

(研究所等名)任意エネルギー管理員選任通知書

所	属	氏	名
官	職		

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について(装官会第464号。令和元年5月15日)第4項第4号ア(イ)の規定に基づき、任意エネルギー管理員に選任する。

年 月 日

(研究所等名)
工場等エネルギー管理統括者
(官 職 氏 名)